

平成22年度

出資団体監査結果報告書

登米市監査委員



登 監 査 第 72 号
平成 22 年 12 月 14 日

登米市長 布 施 孝 尚 様

登米市監査委員 星 紘 毅

登米市監査委員 清水上 芳 江

登米市監査委員 庄 子 喜 一

平成 22 年度出資団体監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき出資団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果報告を別紙のとおり提出します。

なお、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。



登 監 査 第 72 号
平成 22 年 12 月 14 日

登米市議会

議長 星 順 一 様

登米市監査委員 星 紘 毅

登米市監査委員 清水上 芳 江

登米市監査委員 庄 子 喜 一

平成 22 年度出資団体監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき出資団体監査を実施したの
で、同条第 9 項の規定によりその結果報告を別紙のとおり提出します。

監査結果報告

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づく出資団体（令 140 の 7）等の監査

第2 監査の対象

- 1 株式会社 いしこし
- 2 登米市産業経済部 商工観光課（出資及び指定管理に関する事務の所管部署）

第3 監査の期間

平成 22 年 11 月 18 日から同年 12 月 2 日まで

1 監査日程（監査委員による監査）

月 日	監査の対象	場 所
11 月 29 日	株式会社 いしこし	団体事務所
11 月 30 日	産業経済部 商工観光課	監査室
12 月 1 日	株式会社 いしこし	団体事務所

2 事前調査日程（監査委員事務局職員による調査）

月 日	監査の対象	場 所
11 月 18 日	株式会社 いしこし	団体事務所
11 月 19 日	株式会社 いしこし	団体事務所
11 月 22 日	産業経済部 商工観光課	所管部署

第4 監査の執行者

登米市監査委員 星 紘 毅

登米市監査委員 清水上 芳 江

登米市監査委員 庄 子 喜 一

第5 監査の方法

平成 21 年度における「株式会社 いしこし」に係る出納及びその他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているか、また、設立目的に沿った運営がなされているかを主眼として、併せて指定管理団体についても監査基準により関係諸帳簿等書類を監査するとともに所管部署に対しては、当該団体への指導が適切になされているかなど関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

1 監査の主な着眼点

- (1) 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- (2) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (3) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (5) 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- (6) 所管部署は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

2 監査の実施方法

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査した項目は、次のとおりである。

- (1) 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則して事務処理されているかについて確認した。
- (2) 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- (3) 決算諸表の各計数に基づき経営成績及び財政状態を分析した。
- (4) 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の監査をし、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- (5) 現金及び有価証券等の出納・保管について監査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- (6) 団体の所管部署である産業経済部 商工観光課が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第6 監査対象の団体概要

1 設立年月日 平成 6 年 6 月 13 日

2 資本金等

- (1) 発行可能株式総数 1,000 株
- (2) 額面株式 1 株の金額 100,000 円
- (3) 払込資本金 6,300 万円
- (4) 登米市の出資状況 3,500 万円 (出資割合 55.5%)

3 役員及び職員（平成 22 年 11 月 29 日現在）

（ 1 ）取締役 6 名

代表取締役	工 藤 貞 夫	取締役	真 山 誠 喜
取締役	後 藤 敏	取締役	猪 股 研
取締役	石 田 綾 夫	取締役	高 橋 興

（ 2 ）監査役 3 名

監査役	原 野 勇	監査役	吉 田 徹
監査役	松 浦 耕 治		

（ 3 ）職 員 8 名（内訳：常勤職員 6 名、パート職員 2 名）

4 事業内容（定款第2条による目的）

- （ 1 ）石越町が所管する公園、レストラン、飲食店等公共施設及びその他公共施設の管理受託業務
- （ 2 ）レクリエーション施設、売店、宿泊施設等の経営管理
- （ 3 ）音楽、文化、スポーツ催事等の企画運営
- （ 4 ）地域産業に関する商品の企画立案及び販売
- （ 5 ）生産販売活動、経営管理等に関する要員の教育
- （ 6 ）市場調査、広告宣伝に関する業務
- （ 7 ）農林水産品の加工及び販売
- （ 8 ）観光特産品の展示販売、各種催事の企画製作運営
- （ 9 ）特産物である酒類の販売
- （ 10 ）前各号に付帯するいっさいの事業

5 決算状況(その1)

第15期決算(平成20年度)、第16期決算(平成21年度)の経営成績を示す損益計算書、財務状況を示す貸借対照表は次のとおりである。

(1) 比較損益計算書

比較損益計算書

(株)いしこし

(単位:円)

科目	第15期(平成20年度)	第16期(平成21年度)	対前年度増減
【売上高】			
売上高	45,600,732	61,967,689	16,366,957
【売上原価】			
期首棚卸高	1,881,731	1,565,413	△ 316,318
仕入高	4,815,923	5,343,827	527,904
合計	6,697,654	6,909,240	211,586
期末棚卸高	△ 1,565,413	△ 1,465,232	100,181
売上原価計	5,132,241	5,444,008	311,767
売上総利益金額	40,468,491	56,523,681	16,055,190
【販売費及び一般管理費】	38,649,827	46,709,898	8,060,071
営業利益金額	1,818,664	9,813,783	7,995,119
【営業外収益】			
受取利息	3,044	1,977	△ 1,067
施設利用収入	212,406	-	△ 212,406
雑収入	135,070	4,151,728	4,016,658
営業外収益計	350,520	4,153,705	3,803,185
経常利益金額	2,169,184	13,967,488	11,798,304
【特別損失】			
固定資産圧縮損	-	3,976,000	3,976,000
税引前当期純利益	2,169,184	9,991,488	7,822,304
法人税、住民税及び事業税	180,000	180,000	0
当期純利益	1,989,184	9,811,488	7,822,304

第16期決算(平成21年度)の損益計算書は修正決算報告書の内容。

(2) 比較貸借対照表

比較貸借対照表

(株)いしこし

(単位：円)

科目	第15期 貸借対照表 A		第16期 貸借対照表 B		比較増減 B-A	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
【流動資産】	7,081,919		14,434,871		7,352,952	
現金	807,314		101,710		△ 705,604	
預金	311,232		2,446,424		2,135,192	
商品	1,565,413		1,368,032		△ 197,381	
預け商品	-		97,200		97,200	
立替金	-		12,080		12,080	
短期貸付金	-		9,650,807		9,650,807	
仮払金	996		996		0	
前払費用	-		7,622		7,622	
両替	4,396,964		750,000		△ 3,646,964	
【固定資産】	19,977,475		19,845,752		△ 131,723	
有形固定資産	17,809,475		17,677,752		△ 131,723	
建物	15,552,785		15,829,017		276,232	
構築物	1,627,019		1,395,984		△ 231,035	
車両運搬具	58,483		38,992		△ 19,491	
工具器具備品	571,188		413,759		△ 157,429	
無形固定資産	2,163,000		2,163,000		0	
借地権	2,163,000		2,163,000		0	
投資その他の資産	5,000		5,000		0	
出資金	5,000		5,000		0	
【流動負債】		3,098,089		507,830		△ 2,590,259
買掛金		65,429		11,260		△ 54,169
未払費用		2,726,822		-		△ 2,726,822
未払法人税等		180,000		180,000		0
預り金		125,838		316,570		190,732
【株主資本】		23,961,305		33,772,793		9,811,488
資本金		63,000,000		63,000,000		0
(利益剰余金)		△ 39,038,695		△ 29,227,207		9,811,488
利益準備金		378,000		378,000		0
その他利益剰余金		△ 39,416,695		△ 29,605,207		9,811,488
繰越利益剰余金		△ 41,405,879		△ 39,416,695		1,989,184
当期純利益		1,989,184		9,811,488		7,822,304
各部合計額	27,059,394	27,059,394	34,280,623	34,280,623	7,221,229	7,221,229

第 16 期決算 (平成 21 年度) の貸借対照表は修正決算報告書の内容。

6 決算状況(その2)

平成 22 年 5 月 10 日実施の監査役監査時点の数値（合計残高試算表の一部）、第 16 期決算（平成 21 年度）、修正第 16 期決算の比較貸借対照表及び比較財産目録は次のとおりである。

(1) 比較貸借対照表

比較貸借対照表

(株)いしこし

(単位：円)

科目	監査時合計残高試算表		第16期 貸借対照表 A		修正第16期 貸借対照表 B		比較増減 B-A	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
【流動資産】	14,415,169		14,434,871		14,434,871		0	
現金	6,461,363		101,710		101,710		0	
預金	2,446,424		12,097,231		2,446,424		△ 9,650,807	
商品	1,368,032		1,368,032		1,368,032		0	
預け商品	97,200		97,200		97,200		0	
立替金	-		12,080		12,080		0	
短期貸付金	-		-		9,650,807		9,650,807	
仮払金	996		996		996		0	
前払費用	-		7,622		7,622		0	
両替	4,041,154		750,000		750,000		0	
【固定資産】	19,845,752		19,845,752		19,845,752		0	
有形固定資産	17,677,752		17,677,752		17,677,752		0	
建物			15,829,017		15,829,017		0	
構築物			1,395,984		1,395,984		0	
車両運搬具			38,992		38,992		0	
工具器具備品			413,759		413,759		0	
無形固定資産	2,163,000		2,163,000		2,163,000		0	
借地権	2,163,000		2,163,000		2,163,000		0	
投資その他の資産	5,000		5,000		5,000		0	
出資金	5,000		5,000		5,000		0	
負債の部								
【流動負債】								
買掛金		3,638		507,830		507,830		0
未払法人税等		-		11,260		11,260		0
預り金		392,066		180,000		180,000		0
預り金				316,570		316,570		0
【株主資本】								
資本金				33,772,793		33,772,793		0
(利益剰余金)				63,000,000		63,000,000		0
利益準備金				△ 29,227,207		△ 29,227,207		0
その他利益剰余金				378,000		378,000		0
繰越利益剰余金				△ 29,605,207		△ 29,605,207		0
繰越利益剰余金				△ 39,416,695		△ 39,416,695		0
当期純利益				9,811,488		9,811,488		0
各部合計額	34,260,921		34,280,623	34,280,623	34,280,623	34,280,623	0	0

監査役による監査時の合計残高試算表の一部では、修正第 16 期決算報告書の貸借対照表と比較し 19,702 円の差があり、網掛け部分は確認できなかった科目である。

監査時には、現金 6,461,363 円、預金 2,446,424 円、両替 4,041,154 円であるが、貸借対照表 A（当初の決算）では、現金 101,710 円（監査時比較 6,359,653 円）預金 12,097,231 円（監査時比較 +9,650,807 円）両替 750,000 円（監査時比較 3,291,154 円）と監査時の内容と異なる決算書が作成された。また、貸借対照表 B（修正後の決算）では、現金 101,710 円（A 比較 0 円）預金 2,446,424 円（A 比較 9,650,807 円）短期貸付金 9,650,807 円（A 比較 +9,650,807 円）両替 750,000 円（A 比較 0 円）で、預金勘定から新たな短期貸付金勘定に 9,650,807 円が訂正されている。

(2) 比較財産目録

比較 財産目録

(株)いしこし

(単位：円)

		監査時合計残高試算表	財産目録 A	修正 財産目録 B	比較増減 B-A	
科目	摘要	金額				
資産 の 部	現金	手許有高	6,461,363	101,710	101,710	0
	普通預金	みやぎ登米農協 石越支店	194,012	9,844,819	194,012	△ 9,650,807
		みやぎ登米農協 石越支店	83,471	83,471	83,471	0
		一関信用金庫	70,328	70,328	70,328	0
		七十七銀行 若柳支店	47,166	47,166	47,166	0
		仙北信用組合	2,051,441	2,051,441	2,051,441	0
		仙北信用組合	6	6	6	0
	普通預金計		2,446,424	12,097,231	2,446,424	△ 9,650,807
	両替	釣銭	4,041,154	750,000	750,000	0
	仮払金		996	996	996	0
	棚卸商品	売店商品		1,345,485	1,345,485	0
		イロ-ハウス商品		22,547	22,547	0
	棚卸商品計		1,368,032	1,368,032	1,368,032	0
	預け商品	テレホンカード	97,200	97,200	97,200	0
	立替金		-	12,080	12,080	0
	短期貸付金		-	-	9,650,807	9,650,807
	前払費用	ア化-(仕入代金過払分)	-	7,622	7,622	0
建物			15,829,017	15,829,017	0	
構築物			1,395,984	1,395,984	0	
車両運搬具			38,992	38,992	0	
工具器具備品			413,759	413,759	0	
有形固定資産計		17,677,752	17,677,752	17,677,752	0	
借地権	駐車場土盛造成費用	2,163,000	2,163,000	2,163,000	0	
出資金	登米市振興協同組合	5,000	5,000	5,000	0	
資産合計		34,260,921	34,280,623	34,280,623	0	
負債 の 部	買掛金	東洋工芸(株)	3,638	11,260	11,260	0
	預り金	社会保険料他	392,066	316,570	316,570	0
	未払法人税等	法人県民税	-	50,000	50,000	0
		法人市民税	-	130,000	130,000	0
未払法人税計		-	180,000	180,000	0	
負債合計			507,830	507,830	0	
正味資本			33,772,793	33,772,793	0	

平成 22 年 5 月 10 日付の監査役監査時の合計残高試算表のうち、網掛け部分の有形固定資産の内訳、負債合計及び資本勘定の数値は確認できなかった。

監査時には、現金 6,461,363 円、預金 2,446,424 円、両替 4,041,154 円であるが、財産目録 A (当初の決算)では、現金 101,710 円(監査時比較 6,359,653 円) 預金 12,097,231 円(監査時比較 +9,650,807 円) 両替 750,000 円(監査時比較 3,291,154 円)と監査時の内容と異なる決算書が作成された。また、修正 財産目録 B (修正後の決算)では、現金 101,710 円(A 比較 0 円) 預金 2,446,424 円(A 比較 9,650,807 円) 両替 750,000 円(A 比較 0 円) 短期貸付金 9,650,807 円(A 比較 +9,650,807 円) で、預金勘定から新たな短期貸付金勘定へ 9,650,807 円が訂正されている。

第7 監査の結果

「株式会社 いしこし」の出納及びその他関連する事務並びに市所管部署の当該団体への指導状況等についての監査の結果、検討又は改善を要するものなどの指摘事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たってはこれらに十分留意するとともに、改善や見直し等を要するものについては、その措置を講じるよう要望する。

1 監査基準に基づく確認事項等

監査を実施するに当たっては、事前に出資団体監査に関する例規、法令、実例等の調査を行い提出された資料について検討し、その問題点を把握して監査に当たった。しかし、多数の会計帳簿及び関係書類が確認できない状況から、経営の全体像を克明に把握することはできなかったことを申し添える。

- (1) 定款原本及び株式会社変更登記を確認した。しかし、経理規程等諸規程を確認した結果、取締役会規則、株式取扱規程、就業規則、給与規程、退職金規程の確認はできたものの、会計実務で必要とされる経理規程等は確認することはできなかった。
また、総勘定元帳は確認できたが、補助簿としての現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳等の法令で定める帳簿の多くが確認できなかった。
- (2) 設立目的に沿った事業運営については、定款第2条(目的)に掲げる事業運営を展開していることを確認した。
- (3) 第16期(平成21年度)決算報告書は、流動資産の一部に事実と異なる数値を用いた決算書を作成したことを確認した。その後、修正した決算書の流動資産に短期貸付金勘定を設定し会計処理している。
- (4) 固定資産台帳等、財産管理に必要な帳簿類は整備されていないことを確認した。
- (5) 5月10日の監査役による監査時の数値と異なる決算報告書が作成され、その後、更に修正された決算書が作成されたことを確認した。
- (6) 経営成績及び財政状態については、第16期(平成21年度)損益計算書に経営成績が示されているとおり、売上で前年比35%の増、純利益でも390%程の増が確認できた。また、経営分析指標により財政状況を確認した結果、会社の総合力を示す総資産利益率のほか、効率性、安全性を示す指標についても同様の改善傾向を示している。
- (7) 取締役会等の招集、決議内容、議事録等、法令及び定款で定める書類について所在を確認できなかった。

(8) 市推薦の取締役の会議への出席について

ア 市推薦の取締役は公務多忙等のため欠席が多く、取締役でない他の市職員が会議へ出席している。

イ 取締役会等は第 16 期では 13 回開催されているが、市推薦の取締役が出席したのは 4 回のみであった。なお、第 17 期（平成 22 年度）からは、市推薦の取締役の日程に配慮した取締役会等の開催がなされており、市推薦の取締役が全て出席している。

(9) 現金の私的流用の経緯等について

ア 5 月 10 日の監査役による監査時の決算監査で帳簿と照合の結果、現金 9,650,807 円が不足していることが確認された。その後、代表取締役、監査役が当該会計担当職員から事情聴取し、私的流用の事実が確認されたが私的流用金額の返済確約を得たことから、流用金の早期回収を図ることにして私的流用があったことを公表しない決算書を作成することを会計事務所へ依頼した。

イ 現金は、5 月 25 日の夕方に社長宅に当該会計担当職員が持参した。また、その現金は 5 月 26 日に当該会計担当職員に支配人が同行し、みやぎ登米農協石越支店の窓口で当該法人名義口座に入金した。このことで私的流用された現金は回収されたことを確認した。

(10) 修正決算書の作成に至る経緯について

ア 平成 22 年第 3 回登米市議会定例会において、当該法人の経営状況説明書の一部が事実と異なる決算内容であることが表面化した。

イ 事実と異なる決算書が表面化したことから、市の担当部署による調査が行われ、その結果、当該法人の監査役による監査時には、現金 6,461,363 円、預金 2,446,424 円、両替 4,041,154 円であったが、決算書の貸借対照表では、現金 101,710 円、預金 12,097,231 円、両替 750,000 円と監査時の内容と異なる決算書が作成されている。この時点で当該会計担当職員による会社の現金が私的流用されたことが判明している。その後、事後対策を検討するために当該法人の取締役会が開催され、私的流用された現金の取扱いについては短期貸付金として処理する修正決算書を作成することが決定された。

(11) 短期貸付金の科目設定について

修正決算書の貸借対照表では、預金 12,097,231 円を 2,446,424 円に訂正し、その差額 9,650,807 円（私的流用相当額）を、当初無かった短期貸付金勘定に科目設定し 9,650,807 円を表示訂正した決算書が作成されていることを確認した。

(12) 退職金の支給について

当該会計担当職員は5月31日で退職しているが、退職金は(株)いしこしの事務手続きにより、中小企業退職金共済事業本部から1,594,270円が支払われている。退職については、就業規則第43条による依願退職したことを聴取により確認した。

(13) 指定管理団体について

ア 平成21年に石越高森公園(愛称名チャチャワールドいしこし)の管理に関する基本協定を締結し業務を実施している。事業の実施については、モニタリングを実施し施設の管理を行っている。

イ 市においては、指定管理団体を指定する際は3年間経営が継続できるかを主体に審査されている。

2 監査の意見

(株)いしこしは、石越高森公園の管理業務を行う指定管理者として指定を受け、チャチャワールドの管理運営業務を主体とする業務を行う第三セクター方式の株式会社で、公益性の高い企業である。

当該法人の経営成績及び財政状態については、会社設立当初から赤字決算が続いたものの、直近の第15期（平成20年度）第16期（平成21年度）では2期連続で黒字決算となっている。イベントの企画立案から、人気遊具の設置、周辺地域への営業活動の強化等、役職員が一丸となって収支改善に向けて取り組み、その努力が経営成績に数値として表れていることは一定の評価ができる。

しかし、今般の決算監査時に会計担当職員による会社現金の私的流用が発覚したにもかかわらず、事実を意図的に隠ぺいした不適切な会計処理はもとより、不正な決算書を作成しこれを公表したことは、いかに会社経営のため余儀なくしたこととはいえ、企業倫理に欠ける行為であり、極めて遺憾なことである。

当該法人での不祥事が起きた大きな原因として、社内組織体制に問題のあることや不正を防止するためのチェックシステムが構築されていないこと、法令遵守の欠如等、収支は好転させたものの、日常の業務管理や組織管理が疎かになったことは否めず、杜撰な管理運営となった結果とも言える。

また、会社の現金を私的流用した当該会計担当職員は、当事者責任が追及されないまま依願退職扱いとして退職金が支給されている。このことは諸事情を考慮しての会社の判断とはいえ企業の社会的、道義的責任が問われるものである。

さらに、会社の現金を私的流用したことを隠ぺいし不適正な決算を公表したことについては、各種メディアで報道され市民にも周知されていることである。こうした状況の下で修正決算の作成にあたり、私的流用をした会社の現金を貸付実態のない「短期貸付金」の勘定科目を設定し会計処理をしたことは疑問である。この事についてはあらゆる機会を捉えて十分説明をして、市民の理解を得る努力が必要である。

登米市は、当該法人の資本金の55%を出資している最大株主で経営責任も重いものがある。従って、市推薦の取締役は大きな経営管理責任を担うものであり、経営参画するにあたっては、その認識を強くもって役割を果たすことが重要である。

また、当該法人においては、早急な再発防止策の取り組み、法令及び定款等に基づく法令遵守の会社経営、第三セクターとして期待される所期の目的達成のため、市民に広く理解が得られる最大の努力を要請する。なお、個別指摘事項については次のとおりである。

(1) 法令及び定款に基づく会社の運営について

- ア 会社の組織活動における根本となる規則である定款について、一部変更項目が確認された。役員変更登記を含め、実態にあった定款内容とされたい。
- イ 経理規程等が存在しておらず、早期制定し運用をされたい。
- ウ 取締役会等の招集、決議内容、議事録等については、法令及び定款の定める運用、保管が必要であり改善されたい。

(2) 出納及びその他関連事務について

- 出納及びその他関連事務については、以下の内容について正規の簿記の原則に沿って適切に会計処理が行われるよう改善を要する。
- ア 省令等で定める会計帳簿（現金出納帳、預金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、固定資産台帳等）が常備されていない。
 - イ 現金、預金の取扱いについて適切な管理がなされていない。
 - ウ 入金伝票での経理運用はされているが、振替伝票、支払伝票による処理がなされていない。
 - エ 支払に関連する書類（アルバイト賃金台帳等）支払証憑となる書類が適切に管理されていない。

(3) 経理事務について

- ア 企業会計原則、会社法及び会社計算規則等に基づき、厳正な経理事務が必要であり改善を要する。
- イ 指定管理受託料が売上高に包含されている。売上高との明確化が必要であるので改善を要する。
- ウ 売上金15,400円が現金勘定に記載されていない不明金について、適切な経理処理が必要である。
- エ 関係帳簿等、法令上の保存期間が義務付けられている。保存、保管状況について、改善を要する。

(4) 指定管理者協定等に基づく義務履行について

- 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程が整備されていない。また、基本協定書に規定する業務の実施に係る支出及び収入に関しては区分が明確でなく改善を要する。